

平成 28 年度 彦根市男女共同参画審議会（第 4 回） 議事録

日時：平成 28 年 12 月 2 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所：彦根市役所 32 会議室

出席者：審議会委員（漢見覚恵、植田光央、大澤厚美、大山純子、木下葉子、鈴木則成、
富川拓、橋本逸子、東幸子、森將豪、安居初美、横田祥子）
※50 音順敬称略

事務局 副市長（山根裕子）、市民環境部長（小林重秀）、
市民環境部次長（辻宏育）、人権政策課長（綾木陽一）、
人権政策課（浅田三華子、岡田御風）

事務局：ただ今より、平成 28 年度第 4 回彦根市男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は本日開会までの間、進行を務めます、市民環境部次長の辻でございます。よろしくお願ひします。なお本日の会議資料は、会議資料一覧のとおりです。不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。次に本日の出席状況についてですが、委員 14 人中、12 人の委員様にご出席をいただいていることから、男女共同参画審議会運営規則第 3 条第 2 項による、「委員の半数以上が出席」を確認しましたので、本審議会は成立していることを報告させていただきます。次に本日の会議の概要ですが、後日、彦根市のホームページに掲載いたしますので、あらかじめご了解いただきたいと思ひます。本日の審議会ですが、まことに勝手ながら 17 時ごろを目処に終了したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

それでは、男女共同参画審議会運営規則第 3 条第 3 項により、富川会長様に議長をお願ひしたいと思ひます。まず開会にあたって富川会長様、ごあいさつをお願ひします。

会長：本日に向けて事務局のほうで計画についての議論、そして素案の作成をいただき、いよいよ、かがやきプランの素案の審議となります。本日の次第を確認いただくと、プランの素案の内容に絞って議論をしていきたいと思ひます。今後のスケジュールについては、のちほど事務局から説明いただきますが、本日の議論を経て、パブリックコメント、そして答申という流れになります。これまで以上に、それぞれ委員の皆さまの専門分野から活発な議論をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議案ですが、『男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ』の改定素案について」ということで、まず事務局から説明をお願ひします。

事務局：それでは、資料1「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」改定素案と資料2「重点事業等一覧」をお願いします。

改定素案については、今年度のはじめに各事業担当課に、プラン策定の平成23年度～27年度までの各事業ごとの成果・課題を踏まえ、平成28年度～32年度までの施策・事業を見直してもらいました。そして、昨年度には、企業アンケート、今年度には市民アンケートを実施し、その結果や審議会・推進本部員会議などの意見を踏まえ、素案を作成しました。本日は、重点事業、新規で追加した事業を中心に説明をさせていただきたいと思います。

前回の審議会で、基本目標3「働き方や職場環境を見直す」、基本目標1「男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる」を重点項目とするとご説明しましたが、基本目標ごとに成果指標があるので、この成果指標とも関連する事業として、重点的に取り組む事業を決めたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、資料2に基づいて順次ご説明いたします。今回の素案では、施策・事業ごとに通し番号をふりました。

では、資料2の1ページをお願いします。

まず、基本目標1「男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる」の重点事業です。素案の11ページをお願いします。1つ目は、4番「出前講座の開催」です。成果指標に出前講座の開催回数を挙げていますし、固定的な役割意識や偏った分担状況が根強く残っていることから、重点事業とし、啓発に力を入れていきたいと考えています。素案の12ページをお願いします。また、この出前講座の講師となる「男女共同参画地域推進員」の育成のため、10番「地域で活躍するリーダーの養成」を重点事業としたいと思います。素案の13ページをお願いします。さらに、「学校における副読本の活用」を成果指標として挙げていることから、重点事業としても13番「副読本の活用」を挙げました。今までは、副読本を活用しているかどうかを確認していませんでしたが、どのように活用するのかが大切ですので、「効果的な活用方法を研究する」という一文を追加しました。次に、素案11ページをお願いします。新たな視点として、1番「人権に関する研修会等の開催」ですが、今までは性差別の解消や男女共同参画の推進ということでしたが、この内容は、4番「出前講座の開催」に含みますので、新たに、性的指向や性同一性障害、障害者、外国人などの中で様々な困難な状況におかれている人たちの人権尊重についての視点を追加しました。また、学校で性的指向や性同一性障害など性的マイノリティに対する理解を深めてもらう必要があると思うので、16番「教職員の研修」で「性的指向や性同一性障害に対する正しい認識と理解を深めるための研修を行う」を新たに追加しました。

また、10ページ「市民にできること」にも「性的指向や性同一性障害について正しく学び、理解を深めましょう。」を追加しました。

では、資料2の2ページをお願いします。

基本目標2「社会的な意思決定などの場で男女共同参画を推進する」の重点事業です。素案の20ページをお願いします。1つ目は、29番「市の審議会等への女性の登用の推進」です。こちらは、成果指標としても挙げていますし、プラン策定時から横ばいの状況が続いているので、今後も重点的に取り組んでいきたいと考えています。この事業に合わせて、新規で31番「女性人材バンクの活用」を追加しました。以前から人材バンクはあったのですが、更新できていないような状況でしたので、人材の発掘や養成を積極的に行い、各所属の皆様に活用してもらえよう整備していきたいと考えています。

2つ目は、同じく素案20ページで、32番「管理・監督職への女性の積極的な登用」です。市職員においても、能力や適性に応じ管理・監督職へ女性を登用していく必要があるため、重点事業としてあげました。また、市内小・中学校における女性の登用についても、成果指標と関連するので追加しました。小・中学校の任命権は市にはありませんが、該当者に昇任試験を受けるよう働きかけたり、管理職ができるような環境に改善するなどの取組を市教育委員会において取り組んでもらいたいと思っています。

3つ目は、35番「ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備」です。市民アンケートで女性管理職が少ない理由として「家庭生活における女性の負担が大きい」というのが最も多かったことから、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性も家庭生活に積極的に参加できるようにする必要がありますので、重点事業としてあげました。

次に、新規事業ですが、31番「女性人材バンクの活用」と38番「女性のキャリアアップ支援」です。「女性人材バンクの活用」は先ほどご説明しましたとおりです。素案21ページをお願いします。38番「女性のキャリアアップ支援」についてですが、女性の管理職登用といっても、女性側の意識の問題もあると思います。例えば、「管理職になるイメージがない」、「経験が少ない」、「身近にロールモデルがない」など、色々あるので、女性の意識を向上できるような研修会や、同じような立場の人で交流して情報交換などできる場の提供などを、今、具体的な案はないのですが、今後考えていきたいと思っています。

では、資料2の3ページをお願いします。

基本目標3「働き方や職場環境を見直す」の重点事業です。

この目標に係る事業は、特に女性の活躍を推進するために大切な事業が多くあります。素案の29ページをお願いします。1つ目は、45番「多様な働き方について啓発」です。ライフスタイルなどに応じて働き方が選択できるようにする必要がありますと思うので、フレックスタイム制や在宅就労など様々な働き方について、啓発していきたいと思っています。2つめは、46番「事業主の意識改革」で、これは新規事業です。働き方を見直すには事業主の考え方が大きく影響するので、重点事

業として挙げました。素案の 30 ページをお願いします。3 つ目は、「育児・介護休業制度の徹底」です。育児・介護休業制度については、十分活用されていないことからしっかり啓発していきたいと思えます。また、退職後、スムーズに復職できるように下線部分を追加しました。4 つ目は、49 番「市男性職員の育児休暇の取得促進」です。市役所が 1 事業所として市内事業所の模範となるよう率先して男性が子育て支援関係の休暇を取得する必要があるため、重点事業としてあげました。5 つ目は、51 番「育児や介護支援の基盤整備」です。市民アンケートの結果にもありましたが、仕事と家庭の両立を支えるために基盤整備が必要ですので、重点事業として挙げました。ただし、「放課後児童健全育成事業の充実に取り組む」については、成果指標との整合性を図るため、基本目標 4 に移動しました。素案 32 ページをお願いします。6 つ目は、60 番「ハラスメント対策に関する啓発」です。これまではセクシュアル・ハラスメント対策でしたが、セクシュアル・ハラスメント以外にもパワー・ハラスメントやマタニティー・ハラスメントなど様々なハラスメントが問題となっていることから、「ハラスメント対策」に変更し、成果指標にも関連することから重点事業として挙げました。

素案 29 ページをお願いします。新規事業として 47 番「具体的な課題調査・分析」という項目を追加しました。働き方の見直しや育児・介護休業の普及や女性の登用など職場における具体的な課題を把握するために、企業訪問等で聞き取り調査を行いたいと考えています。

50 番「両立支援制度の周知」ですが、こちらは、職業生活と家庭生活の両立支援のために国の助成金がありますが、十分活用されていないことから、ハローワークなどと連携し、周知していきたいと考えています。

では、4 ページをお願いします。

基本目標 4「男女がともに仕事や地域でチャレンジできる環境をつくる」の重点事業です。素案 35 ページをお願いします。1 つ目は 62 番「起業・再就職等を支援する情報・機会の提供」です。地域経済振興課や商工会議所などに創業支援総合窓口を設置し、体制を強化されていることから、概要にも「創業支援総合窓口等により」という文言を追加し、重点事業として挙げました。65 番「待機児童の解消」、66 番「保育サービスの充実」は、子育て中の男女が共に安心して働けるような環境整備のために新規で追加し、重点事業としても挙げました。67 番「放課後児童クラブの充実」は、成果指標との関連もあることから重点事業として挙げました。新規事業としては、64 番「農業分野における男女共同参画の促進」を追加しました。これは、男性が中心的な役割を果たしている農業分野において、今注目されている 6 次産業などに女性が参画できるよう相談や情報提供を行っていきます。68 番「ひとり親や生活困窮者等への就労支援」ですが、前回の審議会の基本目標 5 で新たに追加をしたいとお話ししていましたが、就労支援ということで基本目標 4 に新規事業として追加しました。素案 36 ページをお願いします。70 番「地域防災における男女共同参画の促進」を追加しました。地域での防災活動や避難所運

営において女性の視点も必要なことから、追加しました。

では、5 ページをお願いします。

最後に、基本目標 5「性暴力を許さない社会をつくる」の重点事業です。

素案 42 ページをお願いします。1 つ目は 82 番「相談体制の充実」です。DV 防止に向けた取組として大切なことから重点事業として挙げました。2 つ目は 84 番「DV 防止に向けた啓発」です。現在、パープルライトアップなどで、様々な啓発活動をしています。市民アンケートで「相談先として知っている機関」を知らないと答えている人が一定割合いたり、DV だと気づいていない人がいることから、今後もさらに啓発を強化していきたいと考えています。素案 43 ページをお願いします。3 つ目は 89 番「相談体制の充実」です。これは、被害者への支援として、どこの窓口へ来ても適切につなげるように、庁内でネットワーク化を図るとともに、相談先として認知度が高い警察など関係機関と連携を強化していきたいと考えています。4 つ目は 90 番「研修の充実」でございます。相談員のスキルアップも必要なことから、重点事業として挙げました。

素案 42 ページをお願いします。新規事業としては、85 番「加害者更生に対する取組」を追加しました。現在、被害者に対する取組はありますが、加害者に対する取組がないような状況です。DV を防止するには必要なことであると思いますが、なかなか難しく、現在、国で「加害者更生に係る実態調査研究」をされているので、今後は、情報収集などをしていきたいと思っております。また、88 番「SNS 等を利用した犯罪防止」を追加しました。特に若者の間で、SNS やインターネットによるトラブルが多いことから、新規で追加しました。なお、先日、推進本部員会議を開催し、同様の内容を諮りましたが、特に意見はありませんでした。

最後に素案の 50・51 ページに用語解説がありますが、一部追加がありましたので、本日お配りしておりますものと差し替えをお願いします。また、市民意識調査報告書ができあがりしましたので、本日お席の方にお配りしております。併せて、市民意識調査結果まとめを一緒にお配りしております。前回の審議会で、ご報告させていただきましたが、その後、一部修正しました。「1 女性の働き方について」ですが、指摘がありまして、30 歳代は就業率が上がっているが、逆に 40 歳代が少し下がっていることで、台形ではなく、ゆるやかな M 字曲線になっているので、上から 2 行目から 5 行目を修正させていただきました。また、上から 26 行目 問 13「管理職につく女性が少ない理由」について、追加しました。さらに、4 ページ「5 男女共同参画に対する意識について」ですが、不平等の理由が、男性と女性で違いがあるので、その点を追加しました。市民調査結果報告書とともに、このまとめについても、市のホームページで公表する予定をしております。

以上です。

会 長：ありがとうございます。ただ今事務局から説明いただきましたが、本日は素案についての議論に集中していくので、これからじっくりとご意見をいただきたいと思います。委員の皆さま、質問や意見をよろしくお願いします。

会 長：では、お考えいただいている間に 1 点、先ほど推進本部員会議の様様を少しお伝えいただきましたが、その内容を確認した上で、委員の皆さんからの意見をいただきたいと思います。市の強い意思というものを示してほしいということを審議会から申し上げていましたので、詳しく推進本部員会議の様子を報告いただきたいと思います。意見が出なかったということは、「これでよし」ということで審議会の方に投げかけていただいたという捉え方でいいのか教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：推進本部員会議の結果について簡単に説明させていただきます。市の重点事項として、今回お示した 5 つの方向について説明をし、これでいいか、さらに強い意志を持ってやることはないかということをお示しました。副市長からも、審議会が推進本部員の意見に注目されているということで、初めに挨拶をいただきました。素案に対しての質問事項はありましたが、重点事項や新たな視点について意見がなかったというよりは「これでよし」ということでした。

会 長：ありがとうございます。副市長からも審議会の意見を伝えていただいた上で、これでよしということで議論をいただいたということでした。

事務局：あと 1 点、細かい話かもしれませんが、市では毎週水曜日に定時退庁日を設けていますが、なかなか抱えている仕事が多く、水曜日もずるずる残って仕事している職員がおります。そこで総務部からはワーク・ライフ・バランスの観点、市役所全体の超過勤務の削減という観点、生活環境課の低炭素社会の観点を含めて、市議会中は除きますが、それ以外の水曜日はある時間がきたら事務所の電気を消灯するという取組を今後行っていこうという話をいただきました。

会 長：ありがとうございます。プランを改定しても具体的な取組がなければ「絵に描いた餅」のままで終わってしまうので、具体的な取組をいただいて非常に嬉しく思います。さきほどご説明いただいた推進本部の考えを踏まえて、改めて委員の皆さんからの意見・質問をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委 員：男女共同参画が一番遅れているのは地域だと思います。自治会への女性の参画も少ないですし、行政の女性管理職よりも少ないと思います。なぜ地域がそんなに遅れているのかということですが、それだけ支援の手が差しのべられていないということで自治会は遅れがちなのかなと思います。私は市の南端に住んでおまして、男女共同参画とはほど遠い生活をしているのですが、その生活をしていてここへ来るとこのプランが計画倒れで終わってしまう気がします。仏教的な行事において、ここから前に女性は出はだめとか、そんな大昔みたいなことをやっています。一人ひとりが個性尊重で輝けるまちになればいいと思うのですが、地

域にどのように手を差し伸べていただけるのか、このプランがどう浸透していくのかということをお尋ねしたいと思います。

会 長：ご質問をいただきましたが、私のほうでプランの基本目標と関係させて聞いておりましたが、基本目標 2 の推進課題 3「地域での男女共同参画の推進」についてのご質問だったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局：今言われたとおり、地域で特に男性、女性の性別による不平等や意識の遅れが大きくなっていると思います。今回のアンケートでも、地域での不平等はどうかという設問で、前回のアンケートよりも不平等を感じている人が増えているという結果が出ていました。おっしゃった仏事や神事といったところから、性別による固定的な役割意識に特に影響しているところが大きいと思います。それは古くから伝統的に受け継がれているものなので、一気に変えていくのは難しいですが、そこを変えていかないことには男女共同参画は進んでいきません。そのために啓発ということで、基本目標 1 に出前講座の開催を重点事業として挙げています。出前講座は各自治会へも行って啓発するので、そこで男女共同参画は身近な問題だということが分かってもらえるような意識啓発を図っていきたいと考えています。

委 員：このプランに書く文言についてではないですが、いくつか力を入れていただきたいという部分があるので申し上げます。プランの 13 ページ、15 ページ、16 ページに関連して、メディアリテラシーや広報、情報の提供というところで、彦根市でも色んな広報紙を出しておられると思います。その中身を男女平等あるいは男女共同参画の視点をきちっと持って広報紙が作られているのかというのを見ていただきたいと思います。最近だと、広報ひこねでは色んなイラストのカットが使われていますが、「家族」のイメージを高齢者の男女と、中年の男女と、子どもの男女を一括りにしている表現がたびたび見られるので、本当にそれでいいのかなといつも思っています。そういう視点も持っていただきたいです。

それから市が行った事業で最近少し気になったのですが、出会い系のイベントをされるのに市が補助金を出しておられて、その事業の中の応募の資格で、男性は例えば市内在住・在勤、女性にはそういう指定はないとか、料金も例えば男性が 2,000 円で女性は 1,000 円となっているなど、男女で差がある内容になっていました。民間がそういう事業をされていることに対しては言ういわれはないですが、男女を対等に扱っていない事業に市が補助金を出すというのはどうなのかと疑問を持っていました。市全体の色んな事業をそういった視点で見えていただきたいと思います。

もう 1 つ、超過勤務の話在先ほどしていただきましたが、市での取組をしていただくことはとても嬉しいのですが、それを民間に広めるということが重要だと思います。プランだと 29 ページあたりに仕事と生活の調和の推進ということで、企業への情報提供や法令遵守の働きかけ、事業主の意識改革などが挙げられていますが、ここに力を入れていただきたいです。男女共同参画だけに限らず、働き

すぎというのはやはり望ましくないと思うので、このあたりの事業に取り組んで
いていただきたいと思います。

最後もう 1 点、48 ページの推進体制の充実について推進本部員会議からはあまり
意見が出なかったようですし、ここに該当するのか私も分かりませんが、国の制
度で男女が平等に扱われていないことがあると思います。色んなやり方があると
思いますが、それについて国への働きかけや要望を県や他の市町と共同で出すと
か、このプランには書けないとしても、そういう取組もしていただきたいと思
いました。事前資料を読ませていただいて感じたことを申し上げました。

会 長：ありがとうございます。4 点ご意見・ご質問をいただきました。1 点目として、市
が男女共同参画の視点を持って情報発信していくという点です。2 点目は、市が関
わっている事業としての出会い系のイベントにおいて、男女で参加料金に差があ
るのは問題ではないかという点ですね。私もこのことを大学の授業で取り上げた
ことがありまして、学生は驚いていました。

委 員：料金だけでなく、参加条件で男性のみ市内在住限定などの条件があるというこ
も問題だと思いました。

会 長：3 点目は働きすぎの問題です。4 点目は国への働きかけということでご意見をいた
だきました。以上 4 点について、事務局いかがでしょうか。

事務局：まず 1 点目の広報を行う際の男女共同参画の視点についてです。広報を作る際は、
特にイラストや写真についてはどういうものを使うか気をつけていますが、おそ
らく家族のカットが多いのは、男性だけのイラストや女性だけのイラストを使う
よりは、一番無難な家族のイラストを使うのが多くなってきているのではないかと
思います。そのへんは担当も悩みながら作っているところだとは思いますが、
婚活イベントの件もありますし、最近市の職員に対しての男女共同参画の研修も
あまりされていないようなので、改めて市の職員に対しても理解を深められるよ
うな研修を進めていきたいと思います。

超過勤務の問題については、基本目標 3 で色々事業を挙げていますが、事業所向
けということになると啓発ぐらいしか出来ることがないですが、できるだけ強化
していきたいと思います。また、事業主への意識改革ということで、先進的に取
り組まれている事例があれば、それを積極的に他の事業所に紹介するなどして事
業所での働き方の見直しを進めていただけるようにしたいと思います。

国への要望については、具体的にどういったことについてでしょうか。

委 員：今新聞によく取り上げられているもので言うと、配偶者控除の話とか。これも 103
万円を 150 万円に上げるだけで、結局どこかで働き方の調整をしないとイケない
制度になっていて、それは女性の配偶者だけを優遇するというものではないので
すが、特に女性が経済的自立を十分に出来ていない現状を考えると、そういった
国の制度はどうなのかなど。他には年金制度でも、年金を受け取れる年齢が男女
で違っていったような気がするので、そういうものがいくつもあると思うので、そ
のようなところに視点を置いて国へ働きかけるのも必要かなと思います。

事務局：ありがとうございます。県内の男女共同参画担当の会議が年に数回ありまして、

例えばその場で共通する課題や国・県への要望を議論して要望することはできるのではないかと思います。

会長：事務局からの回答をいただきました、ありがとうございます。それではその他の質問・意見や、今の議論の続きでも結構ですので、いかがでしょうか。

委員：先ほど委員が言われたように、地域の中で男女共同参画って進んでいないなとよく思います。その理由として、自分が何をしたいかよりも周りの人が何をしているのかということをしごく気にする、出る杭は打たれる、そういうところが彦根にはあると思います。新聞社の記者でさえ、迂闊なことを言っではあかんよというくらいに、出る杭は打たれるという文化があるので、すごく難しいなと思います。そのために私はいつも、出た杭は打たれるが、出すぎた杭は打たれないという気持ちでやっていますが、誰かが行動してくれるのを待つのではなくて、やはり自分から率先して動いていくということが、男女共同参画の中でも大切だと思います。私は住職をしています、信者団体の信者総代に女性は絶対なってくれなくて、男性しかなくてももらえないという非常に苦しいところがあります。なんとか女性になっていただきたいのですが、男性以上に女性に否定されることにしごくショックを受けることがありました。そういうところを変えていきたいと思っております。

男女共同参画に関連する様々な事業の中で、男女共同参画っていったい何なんだろうともう1度考え直してみたときに、素案4ページに彦根市で進める目指す将来像と基本理念というところがあって、「性別にかかわらず 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね」と書いています。まさしくそのとおりだなと思います。男性が男性、女性が女性として、一人ひとりが輝いて生きられたらいいなと思うんですが、1つ気になるのは、女性が女性として、男性が男性として輝いていく、その輝きの陰になっている部分に、子どもの寂しい表情が見え隠れするような気がして仕方がないんです。素案の32ページに市民が出来ることという項目があって、上から2つ目に「母性保護の重要性について理解を深めましょう」というのがあります。母性保護という言葉について理解できていないのですが、私は今回のアンケートでも20歳代～50歳代の多くの方が親子での生活をされています。その中で、女性が女性でありながら母性を持ち、男性が男性でありながら父性を持つというところで、外に向けての男女共同参画、そこに女性として男性としての輝きを求めていくあまり、内向き、家庭中の親子関係で男女共同参画というものが、少し影を潜めているという懸念を持っています。男女共同参画の基本理念、一番大切なところの1つが母性保護ではないかと感じています。私の連れ合いはいわゆる専業主婦という立場ではありますが、自分のことよりも先に子どものことを優先して四半世紀、結婚・出産後生きてきました。もう少し自分のやりたいこともやってはどうかということも勧めるんですが、私はこれがいいと言って、別に辛抱しているわけでもなく、子どもの成長を笑顔でずっと支え続ける一人の女性を夫として見るときに、これも一人の女性の輝きあ

ふれる姿だと思っています。外に向いて輝く姿もあるんですが、男女共同参画が男女がともに輝くということであるとするならば、家庭の中で輝く男性・女性の姿も、多様な生き方の中に持っておいていただきたいなと思います。そのためというわけではないですが、30 ページに出てくる育児・介護休業制度について、決められた期間だけの育児休業ではなくて、どこまで親として子どもに関わるべきなのかというのは、ひょっとしたら親が判断するのではなく子どもが判断するのではないかと私は思っています。1 歳でもういいよと言う子どももいるかもしれないし、3 歳でもう大丈夫という子どももいるかもしれないし、7 歳までずっと一緒にいてよという、10 歳までいてもらわないと寂しいという子どももいたりすると思うので、何年という育児休業制度ではなく、それぞれの子どものニーズに基づいた育児休業というもので幅を広げていくという視野も必要ではないかと思えます。

それから 43 ページの相談体制の充実というところで、庁内の相談窓口の相談員あるいは人権擁護員・人権擁護推進員という名前が出ていますが、地域の中でさまざまなことが起こっているということからすると、難しいんだとは思いますが、民生委員さんや地域に根付いた活動を積極的にされている方たちもそんな窓口の 1 つとして相談体制の充実の中に入っていたり、地域の中でそういう相談を受けてもいいよという人がいるならば、そういう人の募集もしながら、狭い地域の中でそういうことが気軽にできるような相談窓口を作って、そこから行政に繋いでいけるような、そんな生活の中で一番身近な部分をたくさん作っていくということが、相談体制の充実を目指していく上でより細やかなのかなと感じました。

会 長：ありがとうございます。内と外ということで、父母その影には子どもの顔が見えてくるというご意見でした。そこに関連して、育児休業についてのご意見もいただきました。親ではなく、子の視点からも考えてはどうか、視野を広げてはどうかという意見でした。相談窓口に関しても、地域の中から募集をして身近な窓口にし、行政に繋いでいくというアイデアをいただきました。今後各課で事業を進めていただく中でアイデアになると思いますので、ぜひ参考にさせていただいて検討いただきたいと思うのですが、まずは意見をいただきたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局：男女共同参画はどちらかというと、男性である私、女性である私という視点から考えているところを、子という視点からの男女共同参画を提案いただいたように思います。その中で母性・父性の大切さについてお話いただいたように思いますので、それは物事の見方の 1 つの手法、考え方という意味では大切な部分だと思うので、事象によって変わってくる部分もあるので、そのへんの部分はもう少し分析していく必要があるかなと思います。それから相談体制の充実について、民生委員の活動の中でという話がありましたが、実際DV被害や性暴力、またひとり親家庭も含めて、色んな相談というのは民生委員がかなりの項目で関わっていただいています。DVについては子育て支援課から、何かあれば通報いただくという行政とのつなぎの部分の協力依頼をしています。これは大変必要なことなの

で引き続きしていただく中で、その情報を男女共同参画という視点で見ながら取り入れ連携して、対策を練っていくというところをやっていく必要があると思っています。

会 長：多岐に渡る意見でしたので、回答いただくのも中々大変だと思います。今の回答に対して委員の皆様から意見ありますでしょうか。

委 員：私は委員のお話を聞いていまして、かなり大きなことを言っておられる気がしました。男女共同参画というのは性別が違って、フィフティ・フィフティに付き合っ、機会均等で能力をきちんと出していこうということですが、中には専業主婦をしておられてご主人がもっと外に出てはどうかと言っても、自分はこれがいいということでやっておられる人もいます。私の妻も専業主婦をしておりますが、みんながそういうわけではなく、娘は働いております。参画をしなくてもいいよという人も子どもという観点から見れば、非常に重要なことをされているので、そういう意味で母性ということを言われていたかなと思います。私はそれは拝聴するに値する議論だと思います。

要は働きたいという人には性別に分け隔てなく能力に応じて機会均等であればそれでいいし、家の中でこれをやりたいという人がいればその人にあつたようにやる、きめ細かで幅広いことが男女共同参画なのではないかと思います。もっとも、これまでの状況を見ていると女性で能力があつても、男性ほどは活躍できていなかったということがあるので、そこは徹底していかないと女性の力を得られませんか、難しいですが両方やればいいと思います。

会 長：初めに委員が言われたのは、4ページの目指す将来像で「性別に関わりなく多様な生き方が認められる」ということで、1つの枠に押し込めることなく、「多様な」というところをしっかりと認識しましょうというご意見だったと今委員のご発言を聞いて感じました。

委 員：今のお話を聞いていて思ったのですが、結局これまでは男性は外で働いて、女性は家を守るというパターンが踏襲されてきたのを、そうではなくて能力のある人はバリバリ外で働いているような社会になっていこうということですよ。それとは逆の形で、男性だって無理して男だから外で働かないといけないということで、無理に外で働いている人もいたはずですが、境界がゆるくなってきて、パートナーがしっかり働いて自分は家事や子育てをするという男性も出てきています。それがそれぞれの多様な生き方を認められる社会だと私は思っているの、そんな矛盾する話ではないかなと思いついていました。

副市長：今の話を聞いていて、男女共同参画を議論するにあたって、選択肢があり個人が選択できるような環境が大切ということは大前提としてあります。その中で主観の話よりは、客観的に幅広い選択ができるようになっていくということが議論の対象になるはずだと思います。2つの控除の問題についても、なぜこれが大きな問題かということ、専業主婦でいたほうが経済的に得だということがあり女性が働くインセンティブが非常に少なくなっているからです。そういう意味で委員がいつも言われているように、国の制度がどうなるべきかと考えることが大事だと思

います。私はやはり広い選択肢がある制度を作らなければいけないし、それが議論の目的だと思うので、そういう意味で2つの控除の問題も、身近で直接的な問題として検討・分析・提案していかなければいけないと思います。なので、主観を議論してもなかなか公の議論としては結論がなかなか出ないと思います。

会 長：副市長からもご意見いただきました。多様な選択肢をといいながら選択肢がなかったり、そう仕向けるような国の制度があったり、それも主観ではなく全体として客観的に、我々はそれを議論の土台として認識した上で改定素案の議論を進めていきたいと思います。では今の一連の議論に関して、その他の委員様いかがでしょうか。また新たなご意見・ご質問あれば、いただきたいと思います。

委 員：1つ確認したいんですが、先ほど委員が話されていた32ページにある母性保護の「母性」の定義ですが、私としては32ページ通し番号58に書かれている、生理や妊娠、出産等の女性の体の機能や仕組のことを母性と言っていると理解しています。なので、その辺りの理解が違くと、議論がかみ合わないと思います。32ページに書いている「母性保護」というのはどういう意味なのか、事務局の考えを聞きたいです。

事務局：今ほど委員の言われたとおりです。

委 員：例えば母性神話なんかを含めた「母性」ではないんですね。

事務局：そうです、働く上でのということです。

委 員：生理、妊娠、出産に関連する体の仕組みのことを母性と言っているということによろしいですか。

事務局：はい。

会 長：非常に重要なところだと思います、ありがとうございます。先ほど委員からお話があったので、「母性」という言葉の意味を市民の皆さんに伝わるようにしなければならぬと共通認識を持つことができました。その他の箇所に関しても、再度私たち委員、事務局で目を通して、我々と市民との間に誤解が生まれないよう用語解説に入れるか表現を分かりやすくしていただければと思います。では、その他でご意見いかがでしょうか。

委 員：素案16ページの「④メディア情報を適切に判断できる能力の向上」の説明です。メディア情報の後の括弧内に新聞からインターネットまで書かれているんですが、ここにSNSを含めたほうが適切ではないでしょうか。42ページ通し番号88で「SNSやインターネットの適切な利用や危険性について教育・啓発」とあります。SNSがメディアかというところと少し違うのかもしれませんが、すごい数のフォロワーがいる人もいてものすごい影響力を持っているので、ある面ではメディアと同じくらい影響力があるのかなと思うので、やはりここにSNSを含めていただいたほうがいいのではないかと思います。

事務局：ご指摘ありがとうございます。今はフェイスブックやツイッターなどで情報が流れて影響が大きいところがあると思います。

委員：今気づいたのですが、通し番号 88「SNS等を利用した犯罪防止」というのは SNSを利用して犯罪を防止するのか、SNSを利用して行われている犯罪を防止するのかが分からないので、後者の意味であれば「SNS等を利用した犯罪の防止」とするなど、こちらが思っている意味が伝わるように変えたほうがいいと思います。

会長：ありがとうございます。14 ページのメディア情報のあとの括弧内に SNS を追加、42 ページの SNS 等を利用した犯罪「の」防止ということで修正をしたほうが、意味が伝わるというご意見をいただきました。ありがとうございます。

委員：確認したいんですが、20 ページ通し番号 31 の女性人材バンクの活用について、どのようなものなのか少し詳しく教えていただけますか。

事務局：市で重要なことを決めるときに、このような審議会や委員会を開くんですが、そこに公募した市民に入っていただいています。その際にできるだけ女性を登用したいということから、人材バンクを設けてあらかじめ女性でどんな人材がいるのか分かるように登録しているというものです。市内在住で 20 歳以上の女性が対象となっています。その中から、女性の委員を探しておられる部署に紹介させていただいています。

委員：以前は男女共同参画セミナーを修了した人が女性人材バンクに登録していたと思うんですが、今は修了していなくても一般市民から募集されているんですか。

事務局：要綱の中で、「男女共同参画セミナー等を修了した者」ということになっております。そのため、なかなか登録していただける人が広がっていかないというところもあります。

会長：ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

委員：27 ページ、成果指標 H の説明の部分で、「男性と比べて格差が拡大していく年代の女性の給与収入金額を上げることで、企業内における女性の能力の発揮や生活における経済的自立につながります。」とありますが、単純にこの因果関係にはならないのではないかという違和感がありました。女性の収入金額が上がれば確かにそういうことが見えるんですが、なかなか上げるのは難しいと思うので、ここの文言が少し引っかかります。

事務局：確かに、働いている女性は増えていますが、非正規で配偶者控除の範囲で調整している人が多いので、女性一人当たりの収入額は男性に比べて低くなっています。そこをどのように上げていくのかということは、かなりハードルが高いとは思っていますが、女性も非正規ではなく正規で自分のやりたいことができるような社会にしていきたいと考えています。

委員：そうですね、ただ文言が・・・。

事務局：繋がらないと思われるのは、「女性の給与収入金額を上げること」と「企業内における女性の能力の発揮」というところでしょうか。

委員：ではなく、簡単に収入を上げることができないというところです。確かに収入が

上がれば、そうなるということは分かりますが、上げるのは企業なのでそこが難しいのではないかと思います。

事務局：ワーク・ライフ・バランスが進んで、男性が家事参画をするようになれば、働きたい女性は男性と同じように仕事をできるようになり、男女間の収入金額のバランスも変わってくるのではないかと思います。そのために、女性の働く意欲や能力を向上させることのできるキャリアアップ支援に関する事業を行っていきたいと考えています。

成果指標 H の文言については、再度検討いたします。

会 長：文言については検討いただくということです。目標値が定められた成果指標なので、計画が改定された後、具体的な事業を担当課から出してもらって、それに対して審議会で皆さまに意見をいただき進めていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。よろしければ、審議会の意見を確定させていきたいので、基本目標 1 から再度確認をして皆様から意見をいただき、確定させていきたいと思っています。

では、8 ページの基本目標 1 「男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる」についてです。推進課題 1～4 で構成されておりますが、資料 1 の素案、重点事業・新規をまとめていただいている資料 2 をご覧いただきながら、基本目標 1 についてご意見をお願いします。

委 員：今日審議会で出た意見を反映していただいて、素案が修正されることはありますか。

事務局：はい、追記・修正などをさせていただきます。

会 長：ありがとうございます。委員に整理をいただきましたが、素案に対しての審議会の意見について市で検討いただくということです。では基本目標 1 について、いかがでしょうか。

私から 1 点、重点事業の副読本の活用のところ、効果的な活用方法を研究するというので、ここが改定前より前に進んだ点だと思いますが、ここについて推進本部員会議からは特に意見が出なかったのか、何か意見が出たのかどうだったのででしょうか。

委 員：副読本について、前回も意見を言わせていただきましたが、活用しているかいないかという調査が毎年されますが、ほとんどが活用しているという状況で実際の活用の仕方についてももう少し踏み込んだ調査をしていかないと、今後も 24 校全て活用しているとなっていってしまいます。私は現場にいますが充実した活用が出来ているかといえば、そうではないと思います。

委 員：副読本の内容が適切ではないということですか。

委 員：そうではありません。副読本は適切だと思います。

委 員：一度見てみたいですね。

委 員：活用の仕方については、子どもに配っているということで活用していると報告しているところもあるかもしれないので、どのように活用するのかということについても配布するときにも指示をして、それに基づいた調査をしていく必要がある

と思います。

委員：副読本を活用したモデル授業もぜひ彦根市の中でやっていただきたいと思います。

事務局：教育委員会にも話して、そのように進めたいと思います。モデル事業についても今後検討していきます。

指標には出てきていませんが、今回事業概要で活用方法についての文言を追加し、今後の実績報告の中で活用方法が出てくるようにしていきたいと思います。

会長：ありがとうございます。担当は学校教育課ということで、その都度具体的な内容をお示しいただきたいと思います。では、基本目標 1 について他にいかがでしょうか。最終確定する前にご意見ありますでしょうか。よろしいですか。では、今回の審議会として基本目標 1 については、本日出された意見で確定ということにしたいと思います。

では次に基本目標 2 でございます。「社会的な意思決定などの場で男女共同参画を推進する」ということで、資料 1 の 17 ページから 22 ページまでとなっています。こちらについてご意見いただき、最終的に決定としたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、基本目標 2 についてはこれで決定といたします。

では次に基本目標 3 でございます。「働き方や職場環境を見直す」ということで、資料 1 の 23 ページから 32 ページまでとなっています。こちらに関して、皆さまいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、基本目標 3 についてはこれで決定といたします。

では次に基本目標 4 でございます。「男女がともに仕事や地域でチャレンジできる環境をつくる」ということで、資料 1 の 33 ページから 37 ページまでとなっています。こちらに関して、皆さまいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご意見がありませんでしたので、基本目標 4 についてはこれで決定といたします。

では次に基本目標 5 でございます。「性暴力を許さない社会をつくる」ということで、資料 1 の 38 ページから 44 ページまでです。こちらに関して、皆さまいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、基本目標 5 についてはこれで決定といたします。

ありがとうございます。基本目標 1～5 までは特に追加でご意見がありませんでしたので、今回の審議会の意見としてこれで確定とします。本日出た質問・意見については市で検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。では最後に、基本目標に収まらない部分なども含めて、計画全体についてご意見がありましたらお願いします。

委員：計画の中身についてではないのですが、素案の 7 ページについて、推進課題のあとにページ数を横に書いていただくと見やすいと思うので、ページが入れられたら入れていただきたいと思いました。

委員：ページのところですが、目次の基本目標のページ数が間違っていますので、最終的に修正いただけるといいと思います。

事務局：申し訳ありません。ページ数の追加・修正をいたします。

委員：46 ページのボランティアについての部分に、ウィズの運営ボランティアとあるんですが、ウィズでは運営ボランティアというものを活用されているんですか。

事務局：ウィズフォーラムなどの実行委員会形式で行っている事業では、市民の方に運営してもらっているんで、その部分だと思います。

委員：運営ボランティアという書き方だと、その意味と違う意味で取られるのではないかと思います。

事務局：広報誌「かけはし」や男女共同参画フォーラムには市民の方から募集して協力していただいている状況となっており、運営ボランティアという表現は合わないと思いますので、検討して文言を修正いたします。

会長：ご指摘ありがとうございます。実態と合っていないということで、文言の修正をいただくということです。お願いいたします。

その他いかがでしょうか。よろしいですか、特に追加のご意見はないということで、本日出た意見を事務局で検討いただきたいと思います。ではこれで議題 1 を終了いたします。

もう 1 つ資料 3 見直しのスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 3 が今後のスケジュールとなっています。このあと、12 月中旬からパブリックコメントを実施し、その結果をとりまとめ 2 月の中旬に審議会を開催し、パブリックコメントで出た意見への対応についての審議をお願いします。2 月中には市長に対して素案の答申を行い、今年度中には計画を改定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長：ありがとうございます。スケジュールについて資料 3 に基づき説明いただきました。パブリックコメントへの対応についての審議ということで 2 月に次回審議会を開催させていただきます。スケジュールについて何か質問はありますか。

スケジュールではないのですが、1 点確認させてください。パブリックコメントはどのような形で実施されるのでしょうか。

事務局：素案と意見用紙を市役所、各支所・出張所、ウィズに設置しますし、パブリックコメント実施のお知らせを広報ひこね、市のホームページに掲載します。意見は意見用紙に記入いただいて、市に提出してもらうことになっています。素案を見てもらえるのは、市の各施設とホームページとなっています。

委員：意見公募の期間はいつまでですか。

事務局：1月16日までの1ヶ月間となっています。

会 長：12月15日から1月16日までの期間で実施するということでした。これについてもう1点質問ですが、今回の審議会で委員の皆さまからご意見をいただきましたが、それに基づいて修正し確定した素案はどのような形で委員に共有いただけるのでしょうか。

事務局：メールアドレスをお持ちの方はメールで、お持ちでない方については郵送でお送りします。

委 員：変更があった箇所だけでいいと思います。

事務局：では、一覧にまとめて修正箇所をお送りします。

委 員：メールの場合は、変更した部分を赤色にしていただけると分かりやすいです。

会 長：ではまた確定しましたらお送りいただくよう、お願いいたします。これで本日予定していた議事は全て終了しました。委員の皆さまから何かありますでしょうか。では、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

事務局：本日の審議会の概要を彦根市のホームページに掲載させていただきます。本来ですと、全委員に確認をお願いするところですが、会長に確認をいただいて掲載するというので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。最後になりますが、本日のご出席に係る報酬は、ご指定の銀行口座へ振り込みさせていただきます。口座の変更等ございます場合は、事務局まで連絡をお願いします。以上でございます。

会 長：ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、平成28年度第4回男女共同参画審議会を終了いたします。長時間、ありがとうございました。